



函館市監査公表第10号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年3月28日

函館市監査委員	山	田	潤	一
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	吉	田	崇	仁
函館市監査委員	阿	部	善	一

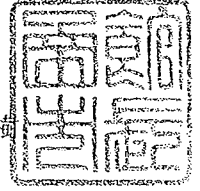


函 戸 地  
平成28年3月7日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	戸井支所		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成27年10月5日～平成27年12月25日	講評日	平成28年1月6日
調査対象事項名	戸井地域福祉バス貸賃借単価契約		
指摘事項，意見・要望事項			
(2) 個別的事項			
ア 契約事務について（戸井地域福祉バス貸賃借単価契約）			
(ア) 指摘事項			
貸賃借料のうち，時間制運賃は，契約書において，実際の運行時間，すなわち出庫から帰庫までの時間に，始業点検時間，終業点検時間として各1時間を加算して算出するとしているところ，実際の点検時間を含む始業から終業までの時間を運行時間と捉え，さらに始業点検時間，終業点検時間として各1時間を加算して算出しては，貸賃借料の支払については，貸賃人からの月次報告書の提出を受け速やかに処理すべきところ，受理後約2ヶ月間にわたり処理していない月があったことから，契約書に基づく適正な執行はもとより，適切な事務処理に努められたい。			
措置内容，対応・考え方			
○ 戸井地域福祉バス貸賃借単価契約につきましては，平成27年度から，国が定めた新たな貸切バスの運賃・料金制度に準拠した単価契約を締結しているところですが，定期監査の対象期間である平成27年4月から7月分の支払いを含め，同年9月分までの支出において，ご指摘のとおり貸賃借料の算出について錯誤があり，合計で，86,940円の過払いが生じておりましたことから，契約当事者双方において確認を行い，平成27年12月7日，発注先の業者から市に対し過払分の全額が返納され，10月分以降は，適正な算出と支払いが行われております。			
○ また，貸賃借料の支払事務の遅延につきましては，平成27年8月に，5月，6月分の支払事務が未了であることを確認し，直ちに支払い手続きを行い，これ以降については，遅滞なく適正に処理を行っているものでございます。			
○ この度の指摘事項につきましては，過払い金の返納を受けた平成27年12月7日をもって，処理を終えたところでございますが，再発防止を図るため，引き続き，事務処理方法等を工夫し，更なる改善に取り組んでまいります。			